



南部町議会基本条例

(ちくじょう)
逐条解説を含む



令和3年4月22日「議会改革特別委員会」設置

令和5年12月15日「議会基本条例」制定

南部町議会



はじめに

2006年5月栗山町議会基本条例が日本で初めて制定され17年が経過し、その間、様々な議会改革に取り組む議会が全国に広がっています。

都道府県議会、市議会、町村議会など全国には、1788の自治体議会がありますが、2022年12月28日現在、その中の980自治体議会が議会基本条例をつくりました。南部町議会では、令和3年4月に議会改革特別委員会を設置し、およそ2年8ヶ月議論を重ねて、「南部町議会基本条例」が制定されました。

この冊子を通して、南部町議会や南部町議会基本条例について理解し、議会を身近に感じていただければ幸いです。

議会の役割は

地方自治体は、住民が町長と議會議員の両者を直接選挙で選ぶ二元代表制をとっています。議員は、選挙で選ばれた住民の代表として、同じく選挙で選ばれた町長と、互いに対等な立場で、それぞれが町政運営の重要な一翼を担っています。

これから的地方自治体は、この二元代表制の仕組みの中で、国や都道府県に頼らずに、地域のことは地域で判断し、政策を実行していくなければなりません。

議会は、町長等が提案する事業計画や予算、条例案などを決定する議事機関としての役割と、執行機関が適切な事務執行をしているかをチェックする監視機関としての役割があります。

議会基本条例の制定

南部町は旧南部町と旧富沢町が合併し、平成15年3月1日に南部町としてスタート、南部町議会は合併時議員在任特例により、議員29名、翌16年10月の一般選挙で定数18名、平成20年11月の一般選挙で定数14名、平成24年11月の一般選挙から定数12名になりました。

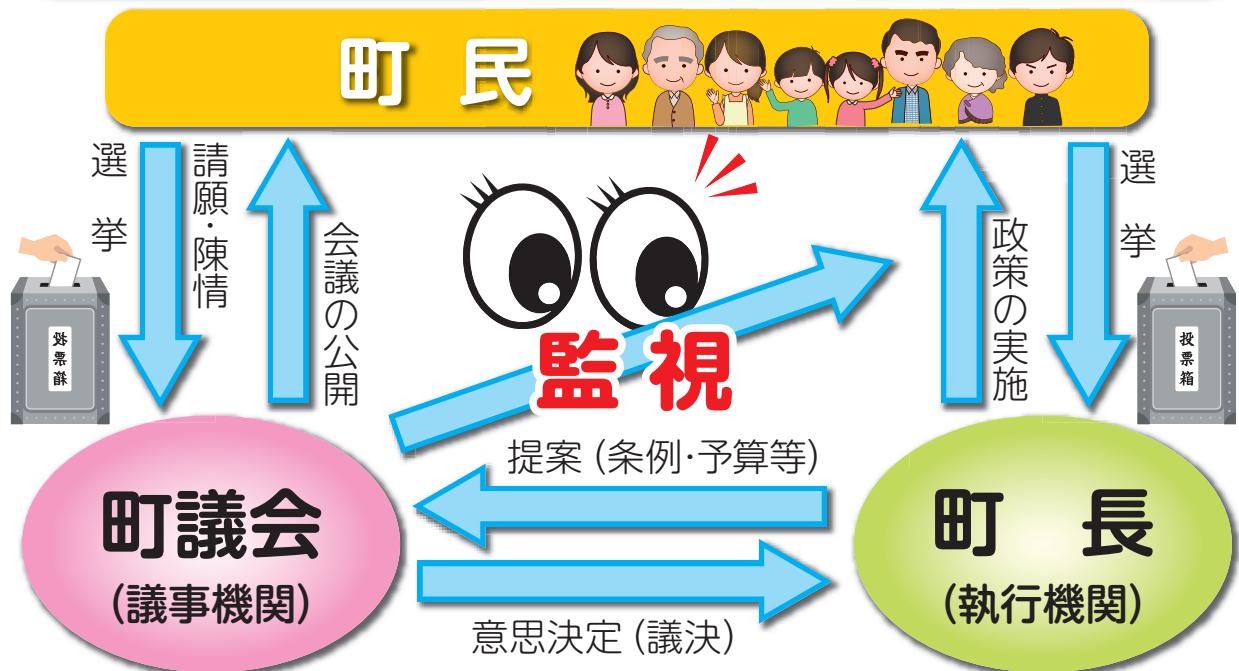
令和5年12月開催の定例会において、「南部町議会基本条例」が制定され、本議会は地方分権改革による、地方自治の根幹をなす機関として、自らの活動と議会運営の規範となる基本的事項をこの条例に定めました。町民の意思を的確に町政に反映させ、町民福祉の向上のため、議会改革に積極的かつ継続的に取組み、町民に信頼され存在感のある議会を目指します。

議会基本条例ができると何が変わるか

南部町議会が、さらに機能を強化、充実し、町民の皆さまの身近な存在になります。

これまでも様々な議会改革を進めてきましたが、皆さんにもっと見える、分かりやすい議会として、責任を果たしていきます。この条例を制定することで、選挙で選ばれた議員の集まりである議会が組織一丸となって、時代の変化に応じた議会運営をし、町長等執行機関を町民の目線でチェックしていきます。町民との意見交換を通して、様々な情報を共有しながら、積極的に政策提言などを行っていきたいと考えています。

町民・町長・町議会の関係 (二元代表制)



議会基本条例と議会活動の関係

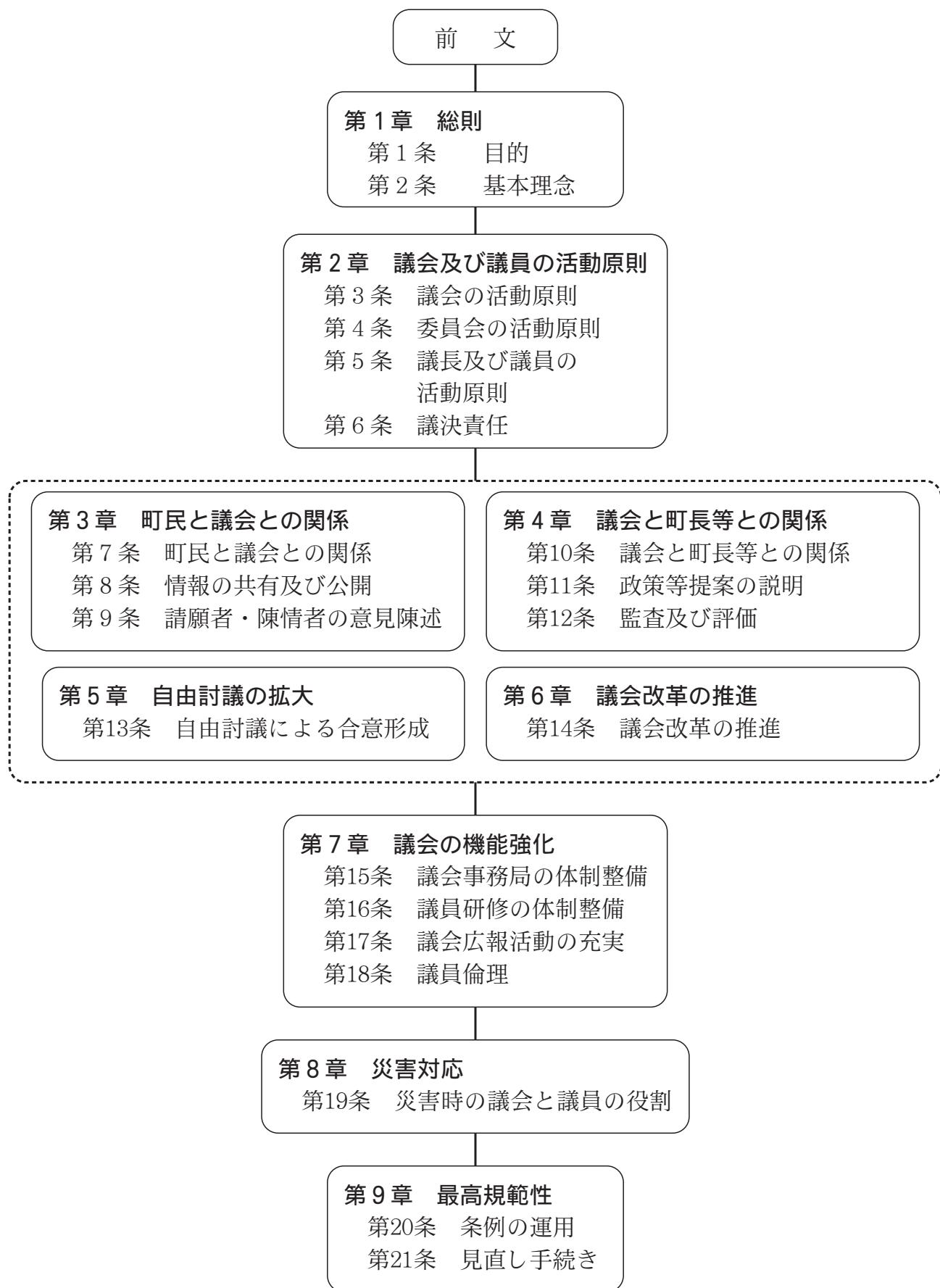
基本理念
5つの柱

- 町民に開かれた議会
- 町長等執行機関と切磋琢磨する議会
- 自由で活発な議論が展開される議会
- 政策提言のできる議会
- 町民の声を行政に反映する議会

議会改革・議会活性化の取り組み

議会基本条例

南部町議会基本条例構成図



南部町議会基本条例

(逐条解説・用語解説)

(前文)

日本国憲法に規定された地方自治に基づき、南部町議会（以下「議会」という。）は、南部町民（以下「町民」という。）に選挙で選ばれた町民の代表者であり、同じく町民から選挙で選ばれた南部町長（以下「町長執行機関」という。）とともに、二元代表制の一翼を担う代表機関である。町長執行機関には執行権、議会には議決権があり、ともに町民の意思を町政に的確に反映させるために、お互いに緊張関係を保持しながら切磋琢磨して重要な意思決定をし、町民の福祉向上のため、その役割と責務を果たしていくかなくてはならない。

地方分権の進展に伴い、自治体の決定権と責務の範囲が拡大している中、議会は、自由闊達（かたつ）な議論のもと自治体の立案、決定、施策において公正性・透明性を確保する責務を有している。

そのために、議会は、議会改革に積極的に取り組み、「町民に開かれた議会」を目指し、町民に信頼され存在感のある議会を築くため、ここに議会の最高規範として「南部町議会基本条例」を制定する。

【解説】

前文は、この議会基本条例を制定するに至った背景、必要性等を示し、議会の基本方針を定めています。

議会は、町民との関係や町長などの執行機関との関係を明らかにするとともに、今後、果たすべき役割と責務を踏まえ、議員自らが自覚と見識を持って、町民の負託と信頼に応えていく決意を定めています。

【用語】

●地方自治

地方公共団体の政治が国の関与によらず住民の意思に基づいて行われること。

●二元代表制

地方自治体において首長（町長）と議員を町民がともに直接選挙で選ぶ制度のこと。二元代表制の特徴は、首長（町長）、議会がともに住民を代表すること。

●地方分権

国の権限や財源を本来の役割分担どおり地方に移し、地域のことは地域で決めることができる仕組み。

●自由闊達な議論

自由闊達な議論とは、「のびのびとした広い心で、小事にこだわらないこと」という意味であり、どんな考え方や意見であっても受け入れること、否定しないこと、疑問を投げかけたりしないこと。

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、議会の基本理念及び議員の活動原則を定めるとともに、町民参加を基本とする開かれた議会を実現し、町民福祉の向上及び町の健全な発展に寄与することを目的とする。

【解説】

この条例の目的は、議会の基本的なあり方を定め、それに基づいた活動を行っていくことにより、議会としての責務を果たし、町民福祉の向上と町の健全な発展に努めることを定めています。

(基本理念)

第2条 議会は、二元代表制の下、常に町民に対する議決責任及び説明責任を果たし、町民の負託に応えなければならない。

【解説】

町民から選挙で選出された議員で構成する議会の基本理念であり、議会が果たすべき役割を定めています。

必要に応じて、住民説明会を開催します。

【用語】

●議決責任

議会は合議体なので、議会で議決した案件は、議員全員が統一した見解を持ち、決定したことを推し進める責任がある。

第2章 議会及び議員の活動原則

(議会の活動原則)

第3条 議会は、次に掲げる事項を原則として活動を行わなければならない。

- (1) 公正性、透明性及び信頼性を重んじ、町民に開かれた議会を目指す。
- (2) 町民の多様な意見を的確に把握し、町政に反映させるための議会運営に努める。
- (3) 地方分権の進展に的確に対応するため、他の地方公共団体の議会との交流及び連携を行う。

【解説】

議会の活動原則を明記しています。

地方分権の進展に対応し、町民の意見を町政に反映させるための議会の役割と活動原則を定めています。

(委員会の活動原則)

第4条 各委員会は、次に掲げる事項を原則として活動を行わなければならない。

- (1) 所管する審査にあたっては、必要な資料の提供を求め、十分な審議を行う。
- (2) 委員相互の討議を重視し、町民に対して分かりやすい議論に努める。
- (3) 議会の閉会中においても、当該委員会の所管する事項の調査研究活動を積極的に行う。

【解説】

委員会の活動原則について明記しています。

委員会がもつ専門性と特性を活かし、所管する町政の課題に関する調査と自由な討議を重視し、町民にわかりやすい議論を行うことを定めています。

(議長及び議員の活動原則)

第5条 議長及び議員は、次に掲げる事項を原則として活動を行わなければならない。

- (1) 議長は、議会を代表して、民主的で公正かつ公平な立場において職務を遂行し、効率的な議会運営を行う。
- (2) 議員は、町政の課題について町民の意見を的確に把握するとともに、自己研鑽や資質の向上に努め、町民の代表者としてふさわしい活動を行う。
- (3) 議員は、議会の構成員として、町民全体の福祉の向上を目指して活動する。

【解説】

議長及び議員の活動原則について明記しています。

議長の公正な議会運営と議員が町における課題全般について、町民の多様な意見を把握するとともに、議員としての資質向上に努め、選挙で選ばれた議員としてふさわしい活動を行うことを定めています。

(議決責任)

第6条 議会は、議案に対する審議を十分尽くし、議決したときは、町民に対する説明責任を果たさなければならない。

【解説】

議案について、最終的に可決・否決を決定するのは議会です。議会では十分に討議し、決定に至る過程と結果について、行政当局とともに町民に対して説明する義務を定めています。

第3章 町民と議会との関係について

(町民と議会との関係)

第7条 議会は、町民に対し議会が有する情報の説明責任を十分に果たし、町民が議会活動に参加する機会の確保と、町民の意見及び知見を議会活動や町政に反映させるよう努める。

【解説】

議会の果たすべき責任として、町民の多様な意見を町政に反映できるように、情報の公開と説明を行い、町の更なる発展に努めることを定めています。

(情報の共有及び公開)

第8条 議会は、議会の活動に関する情報を積極的に公開し、本会議及び委員会など、町民が傍聴しやすい環境の整備に努める。

【解説】

会議等は、町民が議会の活動を知るもっとも身近な方法であり、まちづくりのために町民生活に関わる内容が審議される場であることから、町民への情報発信に努めることを定めています。

(請願者・陳情者の意見陳述)

第9条 議会は、請願及び陳情が提出されたときは、その権利を尊重し、必要に応じて当該請願及び陳情した者の意見を聞く機会を設けることができる。

【解説】

住民の代表機関である議会は、請願及び陳情で出された町民等の思いが反映されるよう、内容により提出者から直接意見を聞く機会を設けることを定めています。

【用語】

●請願・陳情

要望等を議会に訴える手段であり、請願は紹介議員を必要とし、要件を備えた請願書の提出が必要です。陳情は、この限りではありません。



第4章 議会と町長等との関係

(議会と町長等との関係)

第10条 議会は、議事機関としての立場及び機能を生かし、町長等との緊張関係を保ちながら、政策をめぐる論点・争点を明確にし、議事機関としての役割を果たしていくものとする。

2 一般質問は、事前通告による一問一答の方式で行い、町長等は、議長又は委員長の許可を得て議員の質問及び質疑に対して、論点を分かりやすくするため、問うことが出来る。

【解説】

議会は、町長等の行う行政運営をしっかりと監視し、お互いに緊張関係を維持しながら、政策等に対する議論を深め、意思決定を行うことを定めています。

【用語】

●政策

行政機関が、その任務または所掌事務において、一定の行政目的を実現するために企画及び立案する行政上の一連の行為についての方針、方策その他これらに類するものをいいます。

●一般質問

町政全般について、現在の状況や方針・計画等について、議長の許可を得て、質問することができます。

●一問一答方式

1つの質問項目ごとに質問と答弁を行うため、深く掘り下げて議論が出来ます。また、傍聴している方にも質問の論点、争点がわかりやすい方式です。

(政策等提案の説明)

第11条 議会は、町長が提案する重要な政策等について、議会審議の水準を高めるため、次に掲げる資料等の提出を求めるものとする。

- (1) 提案に至るまでの経緯
- (2) 総合計画との整合性
- (3) 政策等の実施に係る財源措置
- (4) 将来にわたる効果およびコスト計算
- (5) 他の自治体との類似する政策との比較検討
- (6) 関係ある法令及び条例等
- (7) その他議会が認めた重要事項



【解説】

議会は、町長の提案した政策等の審議において、その論点を明確にして政策論議が行えるよう、町長、執行機関に対し、資料の提出と説明を求めることを定めています。

【用語】

●審議

議会の付議事件について、提案者の説明・質疑・討論・採決といった一連の過程のことです。

●総合計画

地方自治体の全ての計画の基本となり、地域づくりの最上位に位置づけられる計画であり、長期展望をもつ計画的、効率的な行政運営の指針が盛り込まれている計画です。

(監査及び評価)

第12条 議会は、予算の承認、決算の認定、監査の請求、調査の実施等を通じて、町長等の事務の執行についての評価を明らかにする責務を有する。

2 議会は、まちづくりの基本構想に基づく総合計画や重要な施策等について、その経過を常に検証し、評価するものとする。

【解説】

行政の適正な執行のためには、議会が町長等の事務執行を厳正に監視、評価する議会の役割が重要であり、そのための議会の責任を定めています。

【用語】

●監査の請求

町議会の請求に基づき町の事務全般（一部を除く）の執行について行う監査です。



第5章 自由討議の拡大

(自由討議による合意形成)

第13条 議会は、議員による討論の場であることを十分に認識し、本会議及び委員会等において、議員提出議案、町長提出議案、請願、陳情等に関して審議し、議員相互間の自由闊達な討議により議論を尽くして合意形成に努めるものとする。

2 議員は、自由討議の拡大を図るため、政策、条例等の議案の提出に努めるものとする。

【解説】

議会は、議案等を審議する場合、議員相互間の自由討議を尽して合意形成に努め、議員は、積極的な政策提案等に努めることを定めています。

【用語】

●自由討議

町政に関する重要な課題等について、議員間での討論を活発に行うことにより論点を明確にし、更に議論を深めることにより、意見を集約し政策提案を行うことなど、町政に民意を反映させることを目的として、議員間での討論を充実させること。

●合意形成

賛成や反対の奥にある理由や関心を聞き出し、関係者全員が納得できる状況に導くための話し合いのことです。聞き出した理由や関心の優先順位をつけて分析し、それらを満たす案を関係者全員で考えます。

第6章 議会改革の推進

(議会改革の推進)

第14条 議会は、議会改革に積極的かつ継続的に取り組むものとする。

2 議員で構成する議会改革推進のための会議を設置することができ、必要があると認めたときは、この会議に学識経験者等を加えることができる。

3 議会は、議会改革の取り組みについての検証を行うものとする。

【解説】

議会は、議会改革を積極的に推進していくために、議会改革推進会議を設置することができ、その取り組みについて検証を行うことを定めています。また、必要と認める場合は学識経験者等を会議に加えることができます。

【用語】

●学識経験者

ある専門の分野の学問的業績に対し、相当程度以上の評価を得、かつ社会的にも見識を認められるような経験豊かな人のこと。

第7章 議会の機能強化

(議会事務局の体制整備)

第15条 議会は、議会及び議員の政策形成及び立案機能を高め、議会活動を円滑かつ効率的に行うため、議会事務局の調査及び法務機能の充実強化を図るとともに、執行機関の法務機能の活用、職員の併任等を考慮すること。

【解説】

議会運営及び議員活動の支援に必要となる事務局の機能及び体制の整備と充実強化について定めています。

【用語】

●法務機能

組織内における法、法令、法律や司法に関する事務全般の能力。

(議員研修の体制整備)

第16条 議会は、議員の政策形成及び立案能力の向上を図るため、議員研修の充実強化に努めるものとする。

【解説】

議員の資質向上、政策に対する提言や立案能力の修得、向上を目的とした議員研修の充実強化に努めることを定めています。

(議会広報活動の充実)

第17条 議会は、町政に関する重要な情報を議会独自の視点から、常に町民に対して迅速に周知するよう努めるものとする。

2 議会は、町民が議会と町政に関心を持てるよう、多様な広報手段を活用し、議会広報活動に努めるものとする。

【解説】

議会は町政や議会に関する情報を、多様な媒体を通じて広く町民に、迅速に周知し、議会と町政に関心を得られるような議会広報活動に努めることを定めています。

【用語】

●多様な広報手段

議会広報誌、ホームページ、FM告知放送等。

(議員倫理)

第18条 議員は、町民全体の代表者として、高い倫理的義務が課せられていることを常に自覚し、良心と責任感を持ってその責務を果たすとともに、品位の保持に努めるもの

とする。

【解説】

議員は、その活動の公平・公正を確保し、町民が議会に対し、不振を招くことのないよう、高い倫理観を持って行動しなければならないことを定めています。

例えば、地域行事等の参加負担に当たっては、公職選挙法上、寄付行為の疑念を抱かせないよう努め、主催者に対しその理解を求めるこことや、原則として、区長等の地区の代表又は補助金交付団体（受益団体）への代表に就任しないことなどを指します。

【用語】

●倫理

町民の代表として、公平・公正に行動するために持たなければならない行動規範。

●区長等

区長、区長代理を指し、各区の執行責任者のこと。また、補助金交付団体（受益団体）の代表とは、会長、副会長などの執行責任者を指します。

第8章 災害対応

（災害時の議会と議員の役割）

第19条 議会は、災害が発生した時には、別に定める南部町議会議員災害等緊急時行動計画により対応するものとする。

2 議員は、地域の自主防災組織における共助の取り組みが、円滑に行えるよう協力・支援する。

【解説】

災害時における議会及び議員の基本的な対応を定めています。

【用語】

●南部町議会議員災害等緊急時行動計画

風水害等により、警報、土砂災害警戒警報、特別警報が発令された時と、地震発生時における議会及び議員の行動計画について、平成26年10月7日に議会全員協議会で申し合わせてています。

第9章 最高規範性

(条例の運用)

第20条 この条例は、議会運営における最高規範であり、議会に関する条例、規則、規程等もこの条例の理念に沿うものでなければならない。

2 議会は、この条例の運用にあたっては、法令を遵守するとともに、条例の趣旨を尊重し、適正に行わなければならない。

3 一般選挙を経た任期開始後、速やかにこの条例の理念を議員に周知させる。

【解説】

本条例は議会における最高規範であり、その趣旨を尊重して運用することを定めています。

【用語】

●最高規範性

様々なきまりごとのうち、その頂点のものです。この条例が、議会の他の条例、規則等の中で、最上位であることを明らかにするものです。

(見直し手続き)

第21条 議会は、この条例の目的が達成されているかどうかを、改選後2年を経過した後、検証し、必要に応じて条例の見直し、改正などの措置を講ずるものとする。

【解説】

社会状況の変化や検証結果などを十分に考慮し、必要に応じて条例を見直し、改正する場合は、本会議に諮ることを定めています。



町民の皆様の声を議会に、議員にお聞かせ下さい。